

主 文

原判決中各被告人の有罪部分を破棄する。
被告人A1同A2を各懲役一年に処する。
但し被告人兩名に対し本裁判確定の日からそれぞれ三年間右刑の執行を猶予する。

被告人A1に関し押収にかかる昭和二十四年度土木費河川費と題する書類綴一冊（証第十号）中昭和二十四年九月二十一日附B1より石川県知事B2宛金五千九百四十円の請求書（同書末尾記載の技師B3作成名義の証明部分を含む）及び同日附B1より前同知事宛金一万二千九百六十円の請求書（同書末尾記載の技師B3作成名義の証明部分を含む）の各虚偽公文書作成部分はこれを没収する。

同被告人に関し右書類綴一冊（証第十号）中昭和二十四年十月二十四日附B4より前同知事宛金一万八千九百円の請求書（同書末尾記載の技師B5の証明部分を含む）、同日附B4より前同知事宛金三千四百二十円の請求書（同書末尾記載の技師B5作成名義の証明部分を含む）及び同年十一月三十日附B6より前同知事宛金一万八千円の請求書（同書末尾記載の技師B5作成名義の証明部分を含む）中の各虚偽公文書作成部分はいずれもこれを没収する。

被告人A2に関し押収にかかる支払命令綴一冊（証第九号）中昭和二十三年度歳出第六六号、同第四七五号の支払命令各一通中の各虚偽公文書作成部分はいずれもこれを没収する。

原審訴訟費用中証人C1、C2、C3、C4（昭和二十六年十一月十九日出頭分）に各支給した分は被告人兩名と原審相被告人A3との連帯負担とし、証人C5、B3（昭和二十五年十二月六日及び昭和二十六年十月十五日各出頭分）並にC6に各支給した分は被告人A1と原審相被告人A3との連帯負担とし、証人C4（昭和二十六年一月十日出頭分）並にC7、C8に各支給した分は被告人A2と原審相被告人A3との連帯負担とし、証人C9、C10、C11、C12（昭和二十六年二月七日及び同年四月四日各出頭分）並にC13、C14、C15に各支給した分は被告人A2の負担とする。

理 由

被告人A1の弁護士村沢義二郎、同塚本助次郎の論旨は両弁護士連名の昭和二十七年九月十四日附及び塚本弁護人名義の同年九月十一日附各控訴趣意書に記載する通りであり、

被告人A2の弁護士村沢義二郎、同岩上勇二の論旨は両弁護士連名の昭和二十七年九月七日附、同年九月八日附及び同年九月十日附の各第一乃至第三控訴趣意書並に同被告人の弁護士田中一郎の同年六月三十日附控訴趣意書に各記載する通りであるからそれぞれ之を引用する。

一、被告人A1に対する村沢、塚本両弁護士連名の控訴趣意書中事実誤認第一記載の論旨並に塚本弁護人名義の控訴趣意書第一点記載の論旨について。

原判決は先づその判示第一の（一）の（イ）として被告人A1は昭和二十四年九月頃石川県土木部河港課に於て河川調査及びこれに対する出役人夫賃請求に対しその事実を証明する権限を有する右河港課員B3と共謀し河原田川を河川調査した事実及びこれに対し人夫を出役させた事実がないのに判示（A）の（1）（2）の如く二回に亙りB1作成名義の石川県知事B2宛内容虚偽の人夫賃請求書、同書附属書類であるB1外五名作成名義の委任状並に技師B3作成名義の人夫出役報告と題する書面各一通宛を順次作成した上、行使の目的で右各人夫賃請求書の末尾に「前記の通り使役したことを証明する技師B3」と朱書しその名下に「B3」と刻印しある認印を押捺して同人の職務に関し前記虚偽の人夫賃請求書を正当なものと認証しもつて技師B3作成名義の虚偽内容の公文書各一通をそれぞれ偽造し判示（B）の如くその頃前記河港課において右偽造公文書二通にそれぞれ被告人A1の確認の印を押捺して前記人夫賃請求書二通が真正に成立したものの様に装いその情を知らない同県土木部監理課係員を通じ同県出納部において同県副出納部において同県副出納長B7に対しこれを一括提出行使し同副出納長をして石川県庁内D銀行石川県本金庫係員E8に前記各請求書記載金額の支払を命ぜしめもつて前掲県の各係員及び県本金庫係員をして順次その旨誤信せしめ因つて同月三十日頃石川県庁内の前記D銀行石川県本金庫出張所で前記係員E8より現金合計一万七千八百五十円を前記B1に交付させてこれを騙取した旨の事実を認定判示した。そして同判決は右被告人の所為が詐欺罪を構成しない旨の原審弁護人の主張に対する判断において「第六回公判調書中証人B4の供述記載、証人B4、同B3の当公廷における供述、被告人A1の当公廷における供述を総合すると石川県土木部河港課に於て昭和二十四年

り、不法領得の性質を具備しないものであるか否かを検討するに原審証人B7、C
4、C2らの各証言に基き、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺罔され
官庁の職員に對し各場合の事務の支出が許容の委任を受けたらば、何れも予算科目の流用と
度において行なうに於いては、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
予算科目の流用と認められ、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
置を受けることなく、ほしいまは、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
用にかかる事実が認められ、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
意味は権限ある機関の指示又は承認を以てし、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
目又は新設科目の金額に組か替へることを云い、甲科目の計上金額を詐つた虚偽の内容の公費
予算に計上せられていない他の用途に使用せしめらるべきでない。右の通り被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
文書を作成行使し、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
觀念に属しないことは、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
A1の前記所為は、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
を濫用する不法な目的を具備する適法行為であり、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
つて職務行為に随伴する適法行為であり、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
到底採用し難い。故に原告A1の請求は、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
欺の各違法性を認め、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺

二、右両被告人連名の控訴趣意書中、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
本論旨は原告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
被告人が石川県本金庫係員E8を欺罔して各判示金額を騙取し、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
て石川県出納手続に關する同県会計規則の諸規定を援用するものである。よつて証権
第十号会計規則の諸規定を綜合し石川県歳出予算の執行に關する要約して述べ
限と職責並に県本庁における予算の支出及び現金払渡の手續を要約して述べ

知事は、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
する支出命令の形式をもつて行使する。同支出命令は文書により受取人の氏名、目
的、金額、科目、年度等必要事項を記載して為されなければならない。尚お出
次に、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
命令を發する権限を有する。右支払命令は文書により受取人の氏名、金額、會計年
度、番号、發行年月日その他必要事項を記載して為されなければならない。尚お出
納長は、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
交付する義務があり、同通知書には前記支払命令書の記載要件と同一事項を記載しな
ればならない。もつとも県本庁の裁量により免除される。

尚お、出納長が右支払命令書及び支払通知書を發行するにつき、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
て規則第十三条は「出納長が知事の支出命令を受けたときは、支払命令書及び支払通
知書を發行する前に左の事項を審査しなければならない。一、予算に定めた目的に
違ふことはないか、又は予算額を超過することはないか。二、法令に違ふこと
はないか。三、正当にして必要なものであるか。四、金額、所属年度及び支出科目に誤
りがないか。五、その他必要と認められた事項」と規定し、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺

次に、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
務を有するものであるが、その支払につき、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
条は「県金庫は第十四条の規定による支払通知書を持参したものにつき、これを調査
し支払通知書と引換に現金の払渡をしなければならぬ。但し調査の結果左の各号
の一に該当するものがあるときは、これが支払を停止することができる。一、支払
命令書が到着しないとき。

二、支払命令書が支払通知書と符号しないとき。三、支払命令書又は支払通知
書の印鑑が出納長、副出納長から送付した印鑑と符号しないとき。四、金額を改ざ
んした疑いがあるとき。五、汚損して金額等が不明瞭のとき。六、支払の有効期間
を経過したものであるとき。」と規定し、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺

そこで、被告A1の職務行為が、現金を判示の如く交付したE8は、何ら欺
庫の職責を規定する規則第四十四条の規定内容の両者を比照した上、前者の職務権限

六、 右両弁護士連名の控訴趣意書第三記載の論旨並に弁護士田中一郎の論旨について。

本各論旨は被告人A2に対する原判決の量刑不当を論ずるものである。よつて記録を精査し同被告人の犯情を観察するところ、所論の如く本件所為の動機事情には諸般の行政上の悪習と吏僚一般の綱紀の頹廢が背景を為すものであり、被告人個人を処罰するのみでは右弊風の是正は如何ともし難く、これが刷新は政治、行政上の一大改革に待つ外はないと認められる点及び同被告人と記録上何ら犯情において差違の認められない原審相被告人A3並に当審相被告人A1に対し原審において既に執行猶予を与えていることについての刑均衡の点を考慮し、被告人A2に対しても刑の執行を猶予するのを相当としこの点において同被告人に対する原審量刑は過重として判決の破棄を免れない。論旨は理由がある。

七、 以上説示の次第であるから被告人兩名に対する原判決は被告人A1について同判決第一の(一)の(イ)の(B)の事実について事実誤認の違法があり、被告人A2について、量刑不当の違法がありいづれも判決に影響を及ぼすので刑事訴訟法第三百九十七条第四百条但書により原判決を破棄し当審において被告事件について次の通り判決する。

原判決が挙示の証拠により認めた事実中判示第一の(一)の(イ)の(B)記載の詐欺の点を除くその余の事実左の通り法律を適用する。

判決第一記載の被告人A1の判承所為中判示(一)(イ)(A)の(1)(2)の各虚偽公文書作成の点は刑法第一百五十六条、第一百五十五条第一項、第六十五条第一項、第六十条に、判示(一)(ロ)(A)の(1)(2)並に(二)の各虚偽公文書作成の点は刑法第一百五十六条、第一百五十五条第一項、第六十条に判示(一)(イ)(B)、(一)(ロ)(B)、及び(二)の各虚偽公文書行使の点は刑法第一百五十八条第一項、第一百五十六条、第一百五十五条第一項、第六十条に、判示(一)(ロ)(B)並に(二)の各詐欺の点は刑法第二百四十六条第一項、第六十条に該当するところ判示(一)(イ)(B)並に(一)(ロ)(B)の各虚偽公文書行使は何れも二通の文書を一括行使したものであるから一個の行為で二個の罪名に触れ、又判示(一)(イ)の各虚偽公文書作成と同行使、判示(一)(ロ)並に(二)の各虚偽公文書作成、同行使、詐欺の間にはそれぞれ順次手段結果の関係があるので判示(一)(イ)並に(一)(ロ)の所為については各同法第五十四条第一項前段並に後段、第十条により同(二)の所為については同法第五十四条第一項後段、第十条により夫々刑期並に犯情の重い判示(一)(イ)(A)の(2)(一)(ロ)(A)(1)、及び(二)の各虚偽公文書行使の罪の刑に従い、以上は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条本文、第十条により其中最も犯情の重い判示(一)(ロ)(A)(1)の虚偽公文書行使の罪の刑に決定の加重を為した刑期範囲内で同被告を主文の刑に処する。

次に判決第二記載の被告人A2の所為中、判示(一)の別表(一)の(1)(2)、判示(三)の(イ)(ロ)、判示(二)の(イ)(ロ)の各虚偽公文書作成の点は刑法第一百五十六条、第一百五十五条第一項、第六十五条第一項、第六十条に、右各項の虚偽公文書行使の点は刑法第一百五十八条第一項、第一百五十六条、第一百五十五条第一項、第六十条に、判示(一)の別表(二)の(1)、(2)、判示(二)(ハ)、判示(三)(ハ)の各詐欺の点は刑法第二百四十六条第一項、第六十条にそれぞれ該当するところ、判示(一)の別表(一)並に(二)の各(1)及び(2)、判示(二)並に(三)の各虚偽公文書作成、同行使、詐欺の点は夫々その間順次手段結果の関係にあるので同法第五十四条第一項後段、第十条を適用し、それぞれ刑期及び犯情重いと認める判示(一)の別表(一)(1)、判示(一)の別表(一)(2)、判示(二)(イ)、判示(三)(イ)の各虚偽公文書行使罪の刑に従い、以上は同法第四十五条前段の併合罪であるので同法第四十七条本文、第十条により其中最も犯情最重い判示(一)の別表(一)(2)虚偽公文書行使罪の刑に法定の加重を為した刑期範囲内で同被告人を主文の刑に処する。

而して情状により被告人兩名に対し刑の執行を猶予するのを相当と認め刑法第二十五条を適用して主文の期間当該刑の執行を猶予し主文掲記の押収物中虚偽記載の部分は判示虚偽公文書作成の所為によつて生じ且つ判示虚偽公文書行使の所為組成したもので何人の所有をも許されないから同法第十九条第一項第三号第一号第二項によりこれを没収し、原審において生じた訴訟費用の負担を刑事訴訟法第八十一条第一項、第八十二条により主文の通り定める。

被告人A1に対する公訴事実のうち、原判決第一の(一)の(イ)の(B)記載の詐欺の点の罪とならないことは前記の通りであるから刑事訴訟法第三百三十六

前段により無罪を言渡すべきであるが、同所為は原判決第一の（一）の（A）記載の各虚偽公文書記載同行使の罪の牽連犯として起訴されたものであることは明白であるから特に主文において無罪の言渡をしない。

そこで主文の通り判決する。

（裁判長判事 吉村国作 判事 小山市次 判事 沢田哲夫）